

青森県立青森工業高等学校 懲戒規程

第一条 この規程は、青森県立学校学則第十条第3項の規定に基づき、懲戒について必要な事項を定める。

第二条 この規程は、青森県立青森工業高等学校の生徒に適用する。

第三条 次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分をすることができる。

- (1) 学校の秩序を乱し、又は職員の公務を妨害した者。
- (2) 他人に対し、暴行、傷害、脅迫等の行為を行った者。
- (3) 男女間の風紀を乱し、性の逸脱行為をした者。
- (4) 金銭、物品を盗み、又は拾得物を無断で占有した者。
- (5) 学校の器具、施設を棄損し、又は校外において、公共物あるいは他人の所有する物品を故意に破損した者。
- (6) 他人に対する中傷、暴言、威嚇を行った者。
- (7) 定期券を不正に使用した者。又はこれを援助した者。
- (8) 考査において不正行為を行った者、又はこれを援助した者。
- (9) 飲酒又は喫煙を行った者。(喫煙器具類所持も含む。)
- (10) 正当な理由なくして欠席、欠課した者。
- (11) 深夜徘徊で補導された者。
- (12) 無届けでアルバイトを行った者。無許可で生徒のみによる旅行をした者。
- (13) 18歳未満立入禁止の遊技店などに入入りした者。
- (14) 道路交通法及び学校の交通安全に関する指導事項に違反した者。
- (15) インターネット及び携帯電話情報端末などを利用した違法行為又は悪用行為をした者。
- (16) その他法律を犯し、又は生徒心得を無視するなど生徒の本分に反する行為をした者。

第四条 停学は、有期停学又は無期停学とする。

2 有期停学の期間は、1日以上14日以下とする。

第五条 停学中は、原則として自宅において謹慎させ、ホームルーム担任、学年主任、学科主任、生徒指導部主任を経て、校長あてに反省録を提出させる。

第六条 第三条の懲戒については、懲戒処分原案作成委員会において原案を作成し、職員会議の審議を経て、校長がこれを決定する。

2 この運用事項は別に定める。

第七条 この規程の改廃は、職員会議の審議を経て、校長が行う。

附 則

令和 6年 4月 1日 一部改正